

# 令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

産業廃棄物の適正処理、リサイクルなどの資源循環は、県民の生活や経済の安定確保に必要不可欠であり、これらを担う産業廃棄物処理業界の振興は極めて重要な課題です。

一方、県民意識調査において、産業廃棄物処理業界に対する「低関心」及び「不安感」が浮き彫りになっており、このような県民の意識が、産業廃棄物処理業界の振興にとって大きな支障となることが考えられます。

そこで、県民が、産業廃棄物処理業界が行っている産業廃棄物資源循環の取組を知ることで、産業廃棄物処理業界への理解促進することを目的として、イベントの開催や啓発活動などの各種取組を実施する事業（以下「本事業」という。）を展開することにより、産業廃棄物処理業界の振興を図ります。

当該事業に係る業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、その企画内容を検討し、本業務を効果的かつ効率的に実施する能力を有する企画提案者を本業務の委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定します。

## 2 本業務の内容

### (1) 委託業務名

令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務

### (2) 本業務発注者

福島県

### (3) 業務内容

別紙「令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という）のとおり

### (4) 業務委託期間

令和7年4月上旬に予定している契約締結の日から令和8年3月24日まで

### (5) 見積限度額（見込み）

17,682,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、今後の福島県議会での審議等において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託候補者に損害が生じた場合であっても、福島県はその損害について一切負担しません。

## 3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による

再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 令和 3 年度以降、国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）が発注した、同様のイベント企画運営業務を受託した実績を有すること。

(8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

#### 4 関係資料の入手方法

本要領等の関係資料については、福島県生活環境総務課のウェブサイトからダウンロードして入手してください。

なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

※ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

#### 5 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

(1) 受付期間

令和 7 年 3 月 7 日（金） 17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第 1 号）により、電子メール、郵送又は持参で「14 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の提出の場合、件名は「【質問書】令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務」とし、電話にて送付した旨を「14 問合せ先等」までお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までとします。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県生活環境総務課ウェブサイトにて随時公表します。(個別の回答は行いません。)

## 6 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務公募型プロポーザル参加申込書(様式第2号)に法人等概要書(様式第4号)、誓約書(様式第5号)及び類似業務受託実績資料(本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し)を添えて令和7年3月12日(水)17時00分までに、電子メール、郵送又は持参により「14 問合せ先等」に提出をしてください。

なお、プロポーザルに係る説明会は開催しません。

## 7 参加資格審査

参加申込書の内容及び参加資格要件の適否を確認し、その結果を参加資格確認通知書により、3月14日(金)以降に通知します。

## 8 応募申込書等の提出

### (1) 提出書類

「令和7年度福島県産業資源循環事業企画運営業務公募型プロポーザル応募申込書」(様式第3号)(以下「応募申込書」という。)にア、イ及びウの書類(以下「企画提案書等」という。)を添付し提出してください。

#### ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 法人等概要書(様式第4号)

(イ) 誓約書(様式第5号)

(ウ) 業務実施体制書(様式第6号)(審査の対象になります。)

(エ) 類似業務受託実績資料(本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し)

※ 本資料は審査の対象になります。

※ 実績資料の提出は、最大3件までとします。

#### イ 企画提案書(任意様式)

仕様書(案)に基づき、企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

#### ウ 見積書

企画提案の見積額

### (2) 提出部数

ア (1)ア(ア)、(イ)及びウに関する書類

1部（正本1部）提出してください。

イ (1)ア(ウ)及び(エ)並びに(1)イに関する書類

9部（正本1部、副本8部）提出してください。

(3) 提出用紙

A4サイズを基本とします。(A3折込可)

(4) 提出期限

令和7年3月18日（火）17時00分まで（必着）

(5) 提出方法

郵送又は持参により「14 問合せ先等」に提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時00分までとします。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 参加申込書又は応募申込書を提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本要領に違反すると認められた場合

キ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に本プロポーザルへの参加を辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) その他

ア 参加者は、本プロポーザル応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

## 10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会によりこれを総合的に評価し、業務委託候補者及び次点者を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日程

令和7年3月25日（火）※ 時間詳細は別途通知します。

イ 会場

福島県庁西庁舎10階生活環境部会議室

ウ 所要時間（予定）

30分間以内のプレゼンテーションと20分間以内の質疑を実施します。

エ 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。

なお、審査項目、審査基準及び配点については、「11 プロポーザルの審査項目、審査基準及び配点」のとおりです。

評価段階	
5	特に優れている
4	優れている
3	普通
2	多少不十分である
1	不十分である

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会の参加者全員に通知するとともに、福島県生活環境総務課のウェブサイトにて公開します。

なお、ウェブサイトには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点(審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの)及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 委託契約の手続き

福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約により、最優秀提案者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、業務受託者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならないものとします。

ただし、同規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除します。

イ 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と福島県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

ウ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

エ その他

業務委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

1 1 プロポーザルの審査項目、審査基準及び配点

次の審査項目、審査基準及び配点（合計100点）により審査を行います。

審査項目	審査基準	評価 得点	加 点 率
業務遂行能力等			
運営体制	各規格に対して、適切にスタッフが配置されるなど、十分な運営体制となっているか。	1～5	×2
運営能力	事業担当者は、必要な知識、経験等を有し、企画調整能力の高いものであるか。	1～5	×2
スケジュール	業務を無理なく円滑に実施できるスケジュールとなっているかであるか。業務の進行管理はできるか。	1～5	×1
業務実績	本業務の円滑な実施が期待できる十分な実績が令和3年度以降にあるか。	1～5	×1
企画提案内容			
コンセプト	各取組の相互作用を活かしたスケジュール及び企画となっているか。	1～5	×4
広報・募集・選定	取組ごとに適した方法で、広報・募集・選定を企画しているか。	1～5	×3
ワークショップ	参加者が、地域の資源循環について理解を深め、県民に対し、発信できるようなものとなっているか。	1～5	×2
イベント	集客を意識し産業廃棄物処理業界に関心を持てる企画となっているか。	1～5	×2
バスツアー	産業廃棄物処理の流れや役割を効果的に伝えられる企画となっているか。	1～5	×2
業務理解・業務経費	業務の目的や内容を理解し、業務経費が適正に見積もられているか。	1～5	×1
合計 100点			

## 1 2 主なスケジュール

公告	令和 7 年 3 月 5 日 (水)
質問受付期限	3 月 7 日 (金) 17時
参加申込期限	3 月 12 日 (水) 17時
参加資格要件の適否結果通知	3 月 14 日 (金) 以降
応募申込期限	3 月 18 日 (火) 17時
審査会開催通知	3 月 19 日 (水)
審査会	3 月 25 日 (火)
審査会結果通知・公表	3 月 28 日 (金) (予定)
契約締結	4 月 1 日 (火) ~

## 1 3 その他

本事業は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、効力が生じます。

## 1 4 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県生活環境部産業廃棄物課 (担当: 大槻)  
電話: 024-521-7264  
電子メール: sangyou@pref.fukushima.lg.jp